

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター新築工事  
入札説明書

平成 22 年 8 月

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター

## 【目 次】

1	入札説明書の位置付け .....	1
2	競争入札に付する事項 .....	1
3	スケジュール .....	2
4	落札者決定方法 .....	3
5	審査委員会の設置 .....	3
6	競争入札に参加する者に必要な資格 .....	3
7	競争入札参加資格確認申請に関する事項 .....	6
8	契約条項等に関する事項 .....	7
9	入札手続等に関する事項 .....	8
10	技術評価及び契約後VEに関する事項 .....	11
11	その他 .....	12

# 入札説明書

## 1 入札説明書の位置付け

本入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター（以下「法人」という。）が実施する「地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター新築工事」（以下、「本工事」という。）について、落札者を技術力評価型総合評価方式による制限付一般競争入札により決定するために交付するものである。

入札説明書は、以下により構成される。

1. 入札説明書
2. 入札説明書別添資料
  - (1) 別添資料 1 計画概要書
  - (2) 別添資料 2 落札者決定基準
  - (3) 別添資料 3 提出書類作成要領及び様式集
  - (4) 別添資料 4 契約条項（工事請負契約書及び約款等）
  - (5) 別添資料 5 監理技術者等の資格又は雇用関係の確認について

入札説明書に添付する別添資料は、入札説明書と一体のものである（以下入札説明書、入札説明書別添資料、その他資料を総称して「入札説明書等」という。）。入札説明書等の全ての資料は、この入札に参加しようとする者（以下「応募者」という。）が提出書類を作成する上での前提となる。

## 2 競争入札に付する事項

- (1) 発注者 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター
- (2) 業種 建築工事
- (3) 件名 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター新築工事
- (4) 工事場所 東京都板橋区栄町 35 番 7
- (5) 工事概要 主要用途：病院（一部研究所）  
敷地面積：19,382.230 m<sup>2</sup> (建設用地面積)  
50,935.000 m<sup>2</sup> (合計敷地面積)  
建築面積：10,194.922 m<sup>2</sup>  
延べ面積：61,499.561 m<sup>2</sup>  
構造：RC造（免震構造） 一部S、SRC造  
階数：地上12階、塔屋1階、地下2階  
最高高さ：55.75m
- (6) 工事範囲 新施設建設工事、外構工事（植栽整備含む。）  
なお、新施設建設用地整備工事は別途発注を行い、平成22年12月28日までに完了の予定である。

- (7) 工 期 契約確定の日から平成 25 年 3 月 29 日まで  
(ただし、技術提案により工期を短縮できる場合、落札者の提案書類に記載された納期まで)
- (8) 予定価格 平成 22 年 11 月 17 日 (水) に、7 (5)によりこの入札への参加資格の確認を受け、参加資格を有すると確認された者 (以下「参加資格者」という。) に通知する。
- (9) 最低制限価格 最低制限価格は設定しない。
- (10) 入札方式 あらかじめ施工方法等について提案を受け付ける技術力評価型総合評価方式による制限付一般競争入札により落札者を決定する。
- (11) 入札手続 この入札に係る手続きは、紙入札方式による。
- (12) 施工条件 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成 12 年法律第 104 号) に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (13) そ の 他 入札時の提案範囲外の施工方法等について契約締結後に V E 提案を受け付ける契約後 V E を実施する。

### 3 スケジュール

入札の公表から落札者決定までのスケジュールは、次に掲げる表のとおりである。

実施事項	日 程
入札の公表	平成 22 年 8 月 30 日 (月)
参加資格確認申請に関する質問の受付	平成 22 年 9 月 10 日 (金)
参加資格確認申請に関する質問に対する回答	平成 22 年 9 月 22 日 (水)
競争入札参加資格確認申請書等提出	平成 22 年 9 月 27 日 (月) ~ 29 日 (水)
競争入札参加資格確認結果の通知	平成 22 年 10 月 13 日 (水)
守秘義務対象資料の提示 (第 1 回)	平成 22 年 10 月 15 日 (金) ~ 22 日 (金)
入札説明書及び守秘義務対象資料 (第 1 回提示分) に関する質問の受付	平成 22 年 10 月 22 日 (金)
入札説明書及び守秘義務対象資料 (第 1 回提示分) に関する質問に対する回答	平成 22 年 11 月 2 日 (火)
守秘義務対象資料の提示 (第 2 回)	平成 22 年 11 月 2 日 (火) ~ 8 日 (月)
守秘義務対象資料 (第 2 回提示分) に関連する質問の受付	平成 22 年 11 月 8 日 (月)
守秘義務対象資料 (第 2 回提示分) に関連する質問に対する回答	平成 22 年 11 月 17 日 (水)
入札書及び提案書類の提出	平成 22 年 12 月 2 日 (木)

ヒアリングの実施	平成 22年 12月 14日 (火)
開札 (落札予定者の決定)	平成 22年 12月 18日 (土)

#### 4 落札者決定方法

本工事の落札者決定に係る入札方法は、技術力評価型総合評価方式による制限付一般競争入札によることとし、以下**5**に示す審査委員会を通じて意見を聴取する。

なお、この入札に係る審査は、以下(1)～(3)により実施する。詳細は、入札説明書別添資料2「落札者決定基準」に示す。

##### (1) 競争入札参加資格の確認

応募者が入札説明書で規定する入札参加資格を有していることを確認する。その際、東京都建設工事等競争入札参加資格を有することに加え、一定の実績を有すること等、この入札への参加に必要な事項について確認を行う。

##### (2) 提案内容の評価

上記(1)においてこの入札の参加資格を有すると確認された者から、入札書並びに事業者の能力、技術提案及び施工計画に係る提案書類の提出を受け、提出書類の審査及びヒアリングを通じ、提案内容の評価を行う。

##### (3) 開札及び総合評価

上記(2)の提案内容の評価と入札金額により総合評価を行い、落札者を決定する。

#### 5 審査委員会の設置

提案内容の評価に際しては、「地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター新築工事技術審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置する。

審査委員会を構成する委員は、落札者決定後に公表する。

#### 6 競争入札に参加する者に必要な資格

次の(1)から(9)までの事項の全部に該当し、かつ、**7**により事前にこの入札に参加する資格があることの確認を受けた者が、この入札に参加することができる。

(1) 単体企業もしくは異業種の複数企業により構成された建設共同企業体により、建築工事、電気工事、給排水衛生工事、空調工事の各工事種目の施工を一括して行うこと。各工事種目を担当する企業は各1者を上限とするが、複数の工事種目の担当を兼ねることは可能とする。なお、単体企業又は建設共同企業体を構成する者は、この入札に参加する他の単体企業又は建設共同企業体を構成する者となることはできない。

(2) 平成21・22年度東京都建設工事等競争入札参加資格有資格者であり、以下の基準を満たすこと。

ア 応募者を代表する者(単体企業を含む。以下「代表企業」という。)は、業種07の建築工事に格付けされていること。

イ 代表企業以外で応募者を構成する者(以下「構成企業」という。)は、以下の業

種の何れかに格付けされていること。

- a. 業種 08 電気工事
- b. 業種 09 給排水衛生工事
- c. 業種 10 空調工事

(3) 応募者を構成する全ての者が、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に基づく特定建設業の許可を受けていること。

(4) 同法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査において、直近かつ有効な総合評定値が以下の基準を満たすこと。

ア 代表企業は、建築一式工事の総合評定値が 1,500 点以上であること。

イ 構成企業は、電気工事もしくは管工事の総合評定値が 1,500 点以上であること。

なお、代表企業が電気工事、給排水衛生工事、空調工事の担当を兼ねる場合、当該工事種目の主たる部分については、(2)イ及び(4)イにおける構成企業の条件を満たす下請業者に請け負わせることを条件とする。但し、応募時に特定することは求めない。

(5) 代表企業は、平成 12 年 9 月 1 日以降に完成・引渡し完了した、一般病床 300 床以上を有する病院の新築工事又は全面改築工事を直接受注した実績を有していること。なお、その実績が共同企業体案件の場合は、当該共同企業体の構成員の中で最大の出資比率を有するものであること。

(6) 代表企業は、平成 12 年 9 月 1 日以降に完成・引渡し完了した、法定延べ床面積 20,000 m<sup>2</sup>以上の免震構造を有する病院の新築工事又は全面改築工事を直接受注した実績を有していること。なお、その施工実績が共同企業体案件の場合は、当該共同企業体の構成員の中で最大の出資比率を有するものであること。

(7) 以下に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。また当該監理技術者は、代表企業と 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、申請時に届け出た監理技術者は、特別な理由があると認められる場合を除き変更することはできない。

ア 1 級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣が 1 級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者である。

イ 平成 12 年 9 月 1 日以降に、(5)若しくは(6)の基準を満たす新築工事又は全面改築工事について、元請けとして施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。）。

ウ 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。

- ・ 平成 16 年 2 月 29 日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。
- ・ 平成 16 年 2 月 29 日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成 16

年 3 月 1 日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。

- (8) 以下に掲げる基準を満たす設備担当技術者を専任で配置できること。また当該技術者は、当該工事種目を担当する企業と 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、申請時に届け出た技術者は、特別な理由があると認められる場合を除き変更することはできない。

ア 電気工事

- A 1 級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。
- a 技術士（電気・電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気・電子」又は「建設」とする者）に合格した者。）
  - b 国土交通大臣若しくは建設大臣が 1 級電気工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者
- B 平成 12 年 9 月 1 日以降に元請として完成・引渡しが完了した下記 a から c までの要件を満たす新設の電気工事を施工した経験を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。）
- a 建物用途：病院
  - b 建物規模：一般病床 300 床以上
  - c 工事種目：電気工事

イ 給排水衛生工事・空調工事

- A 1 級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。
- a 技術士（機械部門（選択科目を「流体力学」又は「熱工学」とする者に限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体力学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとする者に限る。）に合格した者。
  - b 改正前の技術士（機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とする者に限る）、水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとする者に限る。）に合格した者。
  - c 国土交通大臣若しくは建設大臣が 1 級管工事施工管理技士と同等以上の資格を有する者と認定した者。
- B 平成 12 年 9 月 1 日以降に元請として完成・引渡しが完了した下記 a から c までの要件を満たす新設の給排水衛生工事・空調工事を施工した経験を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。）

- a 建物用途：病院
  - b 建物規模：一般病床 300 床以上
  - c 工事種目：給排水衛生工事・空調工事  
(ただし、給排水衛生工事と空調工事を異なる企業が担当する場合には、工事種目（給排水衛生工事、空調工事）毎の施工経験を有すること)
- (9) 以下に該当する者は、この入札に参加することができない。また、7により事前にこの入札に参加する資格があることの確認を受けた者が、落札者決定までの間に以下に該当した場合には、入札参加資格を取り消す。(共同企業体による入札参加を申請する場合には、全ての者が以下のいずれにも該当しないことを要する。)
- ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に基づき、東京都が行う競争入札への参加を禁止されている者。
  - イ 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱に基づく指名停止期間中の者。
  - ウ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等の経営不振の状態にある者。ただし、法人が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。
  - エ 納期限の到来した法人事業税を滞納している者。
  - オ この入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある者(東京都建設工事等競争入札参加資格登録事項にいう「関係する会社」に当たる者)。

## 7 競争入札参加資格確認申請に関する事項

- (1) この入札に参加を申請する者は、入札説明書別添資料 3「提出書類作成要領及び様式集」に収録されている様式 1-1「競争入札参加資格確認申請書」から様式 1-9「東京都発注工事の履行状況一覧表」までの資格確認申請時必要書類(本書において総称して「資格確認申請時必要書類」という。)を提出し、6に掲げるこの入札への参加資格を有することについて確認を受けなければならない。
- (2) 申請書及び資料は、次のとおり受け付ける。なお、申請書及び資料はファイル 1 冊に取り纏め、表に件名と申請者名を明記すること。
  - ア 持参による場合  
平成 22 年 9 月 27 日(月曜日)から 29 日(水曜日)までの毎日、午前 9 時から午後 5 時まで、11(6)の担当部署あてに提出する。
  - イ 郵送(書留)又は信書便(書留に準ずるもの)による場合  
平成 22 年 9 月 29 日(水曜日)午後 5 時必着にて、11(6)の担当部署あてに提出する。
- (3) 入札説明書及び提出書類の様式等は、次のとおり配布する。

ア 期 間 公表の日から平成 22 年 12 月 2 日(木曜日)まで  
イ 方 法 本工事に係る法人ホームページへの掲載により行う。  
(本工事に係る法人ホームページ：<http://www.tmghig.jp/index.html>)

ウ 配布書類 入札説明書  
入札説明書別添資料 1 計画概要書  
別添資料 2 落札者決定基準  
別添資料 3 提出書類作成要領及び様式集  
別添資料 4 契約条項(工事請負契約書及び約款等)  
別添資料 5 監理技術者等の資格又は雇用関係の確認  
について

(4) 参加資格確認申請に関する質問の受付及び回答を以下のとおり行う。

ア 受付期間 平成 22 年 9 月 10 日(金曜日) 午前 9 時から午後 5 時まで  
イ 受付内容 入札説明書について、参加資格確認申請に関連する質問のみを受け付ける。  
その他の事項に関連した質問については、**9**(1)による。  
ウ 受付方法 質問の内容を簡潔にまとめ、様式 7-1「参加資格確認申請に関する質問書」に記入の上、電子メールでのファイル添付により期限必着にて、**11**(6)の担当部署あてに提出する。ファイル形式は Microsoft 社製 Excel (Windows 版) とする。  
なお、電子メールの着信確認は、送信者の責任において行うこと。  
エ 回答日時 平成 22 年 9 月 22 日(水曜日)までに回答する。  
オ 回答方法 質問者が記載した担当者宛に、電子メールでのファイル添付により行う。

(5) 参加資格確認の結果の通知は、以下のとおり行う。

ア 全ての応募者に対し、競争入札参加資格確認結果通知書(以下「通知書」という。)を送付する。  
イ 通知は平成 22 年 10 月 13 日(水)に行う。  
ウ この入札に参加する資格がないとされた者については、通知書にその理由を付記する。

## 8 契約条項等に関する事項

(1) 契約条項を次のとおり縦覧に供する。

ア 期間 **7**(3)アと同じ。  
イ 方法 **7**(3)イと同じ。

(2) 参加資格者のうち、様式 8「守秘義務の遵守に関する誓約書」を提出した者に対して、守秘義務の対象となる資料(以下「守秘義務対象資料」という。)を提示する。なお、守秘義務対象資料の提示は 2 回に分けて実施する。

ア 誓約書の受付期間

平成 22 年 10 月 15 日（金曜日）から平成 22 年 10 月 22 日（金曜日）の土・日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時 まで

イ 守秘義務対象資料の提供期間

第 1 回：アに同じ

第 2 回：平成 22 年 11 月 2 日（火曜日）から平成 22 年 11 月 8 日（月曜日）の土・日曜日及び祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時 まで

ウ 誓約書の提出場所及び守秘義務対象資料の提供場所

11(6)のとおり

エ 提供資料

第 1 回：設計図書（建築図）

工事費内訳明細書（建築、金抜き）

第 2 回：設計図書（設備図）

工事費内訳明細書（設備、金抜き）

資料の提供は、CD-R による。

オ 資料の返却

資料の貸与を受けたものは、平成 22 年 12 月 18 日（土曜日）までに 11(6)の担当部署あてに資料を返却すること。

## 9 入札手続等に関する事項

(1) 参加資格者のみを対象として、質問の受付及び回答を以下のとおり行う。

ア 受付期間

第 1 回：平成 22 年 10 月 22 日（金曜日）午前 9 時 から午後 5 時まで

第 2 回：平成 22 年 11 月 8 日（月曜日）午前 9 時 から午後 5 時まで

イ 受付内容

第 1 回：入札説明書及び守秘義務対象資料（第 1 回提示分）に関連する疑義

第 2 回：守秘義務対象資料（第 2 回提示分）に関連する疑義

面積、構造、法規制等に関する事項の変更は行わないことを前提に内容を検討すること。

また、図面等の優先順位は、守秘義務対象資料「設計図書（建築図）、設計図書（設備図）」に定める通りとし、図面間の軽微な食い違い等は質問の対象から除外すること。

なお、提案内容及び評価に関する質問には回答しない。

ウ 受付方法

質問の内容を簡潔にまとめ、様式 7-2「入札説明書及び守秘義務対象資料（第

1 回提示分)に関する質問書」または様式 7-3「守秘義務対象資料(第 2 回提示分)に関する質問書」に記入の上、電子メールでのファイル添付により期限必着にて、11(6)の担当部署あてに提出する。ファイル形式は Microsoft 社製 Excel (Windows 版) とする。

建設共同企業体の場合には、代表企業が取りまとめて対応を行うこととする。

なお、電子メールの着信確認は、送信者の責任において行うこと。

#### エ 回答日時

第 1 回：質問受付終了後、平成 22 年 11 月 2 日(火曜日)までに回答する。

第 2 回：質問受付終了後、平成 22 年 11 月 17 日(水曜日)までに回答する。

#### オ 回答方法

質問者が記載した担当者宛に、電子メールでのファイル添付により行う。

- (2) 参加資格者は、本工事に関する入札書及び提案内容を記載した提案書類(本書において総称して「入札時必要書類」という。)を提出する。

#### ア 入札時必要書類の作成要領

入札時必要書類の種類及び部数等を含む作成に当たっての要領は、入札説明書別添資料 3「提出書類作成要領及び様式集」に示す。

#### イ 提出方法

入札時必要書類は、次のとおり受け付ける。

##### A 持参による場合

平成 22 年 12 月 2 日(木曜日)午前 9 時から午後 5 時までに、11(6)の担当部署あてに提出する。

##### B 郵送(書留)又は信書便(書留に準ずるもの)による場合

平成 22 年 12 月 2 日(木曜日)午後 5 時必着にて、11(6)の担当部署あてに提出する。

- (3) 参加資格者は、この入札を辞退しようとするときは、様式 9-①、②「入札辞退届出書」を提出しなければならない。提出方法は(2)イに同じ。

- (4) この入札に参加する者は、入札にあたり、以下の事項を遵守すること。

ア 入札手続は、原則として東京都の工事請負等競争入札に準拠する。入札参加者は、東京都の「工事請負等競争入札参加者心得(その 2)(平成 20 年 10 月 1 日公表)」(以下「入札心得」という。)の内容をよく確認すること。

イ この入札に参加する者は、その見積もった金額の 100 分の 3 以上の入札保証金を入札前までに納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合については、入札保証金の納付を免除する。

A この入札に参加する者が、保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、入札前にその入札保証保険契約に係る保険証券を法人に提出したとき。

- B 7 (5)の通知書において、入札保証金の納付を要しないものとされたとき。
- ウ 入札書には、自己の見積もった金額の105分の100に相当する金額を記載する。落札金額の決定は、この金額に100分の5に相当する金額を加算した金額(この金額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)により行う。
- (5) 法人は、この入札に関する開札を、以下のとおり行う。
- ア 日時  
平成22年12月18日(土曜日) 午後1時30分
- イ 場所  
地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター  
※ 会場は7(5)の通知書により通知する。
- ウ 開札の手順  
技術点の発表を行った後に開札を行い、その場で価格点を算出し、総合点を発表する。  
開札は、入札者を立ち合わせて行う。入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない法人職員を立ち合わせる。
- (6) 法人は、開札後、落札者を以下のとおり決定する。
- ア 予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、技術評価と価格評価との総合的な評価において総合点が最も高い者を落札予定者とする。落札予定者とされた者で積算内訳書の記載内容の確認を受けた者について、開札終了後に審査委員会で審議を行ったうえで、落札者として決定する。
- イ 落札予定者が提出した積算内訳書の記載内容の確認が得られない場合、又は、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした他の者のうち、技術評価と価格評価との総合的な評価において総合点が次に高い者を落札予定者とし、同様に積算内訳書の記載内容を確認する。
- ウ 総合点が最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて決定する。当該者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない法人の職員が代わりにくじを引き、落札予定者を決定する。
- (7) 次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア この入札について不正の行為があったとき
- イ 資格確認申請時必要書類または入札時必要書類において虚偽の記載を行った者のした入札
- ウ この入札に参加する資格のない者のした入札
- エ この入札に関する条件に違反した入札
- オ 積算内訳書をあらかじめ作成していない者又は法人が提出を求めた際提出しない者のした入札
- カ その他入札心得に違反したとき

- (8) 落札者決定後、落札者と工事請負契約を締結する。
- (9) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結前までに納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合については、契約保証金の納付を免除する。
  - ア 落札者が、保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、契約締結前にその履行保証保険契約に係る保険証券を法人に提出したとき。
  - イ 7(5)の通知書において、契約保証金の納付を要しないものとされたとき。
- (11) 落札者が、契約締結までの間に東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱別表各号に掲げる取扱要件のいずれかに該当する場合には、契約を締結しないことがある。
- (12) 前払金は契約金額の10パーセントを支払う。
- (13) 中間前払金は支払わない。

## 10 技術評価及び契約後VEに関する事項

- (1) 総合評価の審査で、技術評価における加点評価の対象とされた提案内容は以下のとおり扱う。

なお、法人は、契約後に落札者（工事請負契約後は「請負者」。）が提案したコスト低減額について精査を行うとともに、施工の確実性、安全性及び設計図書と比較した経済性等の観点から提案内容の採否を決定する。この場合において、落札者は、補足資料の提出等について、法人の要請に対応すること。

### ア イニシャルコスト（工事費）の削減に関する提案

- A 契約金額の変更を行う場合においては、提案により契約金額が低減するものとして、法人と請負者が合意した額の10分の5に相当する金額を削減しないものとする。
- B 法人が提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、提案を行った請負者はその責任を免れない。
- C 請負者の責により採用された提案内容が履行できない場合は、法人と協議の上、提案内容とは異なる方法で本工事を履行することとする。
- D この場合、法人は、請負者が履行できなかった項目ごとに技術評価での当該項目の得点を減点し、契約金額の減額を行う。減額方法はオのとおり。

### イ ランニングコスト（維持管理費等）の削減に関する提案

- A 請負者の責により採用された提案内容が履行できない場合は、法人と協議の上、提案内容とは異なる方法で本工事を履行することとする。
- B この場合、法人は、請負者が履行できなかった項目ごとに技術評価での当該項目の得点を減点し、契約金額の減額を行う。減額方法はオのとおり。

### ウ 性能向上に関する提案

- A 請負者の責により採用された提案内容が履行できない場合は、法人と協議の

上、提案内容とは異なる方法で本工事を履行することとする。

B この場合、法人は、請負者が履行できなかった項目ごとに技術評価での当該項目の得点を減点し、契約金額の減額を行う。減額方法はオのとおり。

エ 納期に関する提案

A 請負者の責により提案した納期を達成できない場合は、法人と協議の上、実施工期を設定するものとする。

B この場合、法人は、工事請負契約書第 42 条の規定にかかわらず、技術評価での工事工程に関する得点のうち、請負者が短縮できなかった日数に対応する得点を減点し、契約金額の減額を行う。減額方法はオのとおり。

オ 不履行の場合における措置

A 請負者の責により提案内容を実現できない場合には、不履行によるペナルティとして、履行内容に基づく加点を再度算出した後、評価点が落札者決定時と同一になるよう価格を再計算し、当該価格と入札価格の差額を違約金相当額として減額する。但し、以下に該当する場合は減額の対象とはならない。

- a 提案内容が採用されなかった場合
- b 法人の責による場合
- c 不可抗力による場合

B 提案書類に記載した事項を達成する意志が請負者に認められないなど、提案書類に記載した事項に対する請負者の履行状況が特に悪質と認められる場合は、法人は工事請負契約を解除することがある。

(2) 契約締結後の技術提案（以下「契約後 V E」という。）については、以下のとおり扱うものとする。

A 契約金額の変更を行う場合においては、V E 提案により契約金額が低減するものとして、法人と請負者が合意した額の 10 分の 5 に相当する金額を削減しないものとする。

B 法人が V E 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った請負者はその責任を免れない。

## 11 その他

(1) 入札に当たっての費用の負担

この入札に当たっての費用は、全て応募者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い

ア 著作権

提案書類等の著作権は応募者に帰属する。ただし、本工事に関する報告等のため、必要とする場合には、法人は、応募者から提出された書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

- イ 提出書類の返却 提案書類等、応募者から提出された書類は返却しない。
- ウ 特許権等 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権又は商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法又は維持管理方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った応募者が負う。

(3) 入札に際し使用する言語、単位及び時刻

この入札に際し使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(4) 応募者の公表

法人は、入札時必要書類の提出を受けた時点で、応募者（共同企業体による入札参加を希望する場合には、全ての者。）の名称を公表することができるものとする。

(5) 本工事に係る情報の提供方法

審査の結果その他本工事に係る情報の提供は、適宜、法人ホームページを通じて行う。

(6) この入札の担当部署及び連絡先

〒173-0015 東京都板橋区栄町 35 番 2 号

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター

経営企画局新施設建設室

TEL: 03-3964-1141 (内線 2193)      FAX: 03-3579-4776

Email: shinsetsu@tmghig.jp